

1. 件名：利用実態がない核燃料物質等の集約に係る面談

2. 日時：令和5年4月24日（月）16時00分～17時10分

3. 場所：原子力規制庁 13階E会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ

核燃料施設等監視部門

熊谷統括監視指導官、木村補佐、伊藤補佐、森野係長

内閣府

科学技術・イノベーション推進事務局

参事官（原子力担当）付 米山補佐

文部科学省

研究開発局

原子力課 放射性廃棄物企画室

菊地係長

5. 要旨

- (1) 令和5年2月20日に原子力委員会において示された「原子力利用に関する基本的考え方」に言及のある、利用実態がなく保管だけされている放射性物質の集約管理を実現するための方策について、原子力学会等との意見交換結果を踏まえて、当該学会の場にも出席していた文部科学省及び「基本的考え方」をとりまとめた内閣府と担当者レベルでの情報共有を行った。
- (2) 3府省庁の間で、利用実態がない核燃料物質が全国の多くの民間又は公的な事業所に分散して存在していることは安全上及び核物質防護上のリスクの顕在化が懸念され、原子力安全等の観点から望ましくない状態であること等の認識を共有した。また、内閣府より、当該物質の集約管理について、関係機関が連携・協力して打ち合わせる必要があるのではないかの提案があった。
- (3) 原子力規制庁より、管理下でない放射性物質（湧き出し核燃料物質）の状況について説明をするとともに、このような核燃料物質を集約し、リスクを抑えたい旨説明をした。

- (4) 原子力規制庁より、研究施設等廃棄物の検討状況について質問をし、文部科学省より、原子力バックエンド作業部会にて、埋設処分等について検討を進めている旨紹介があった。
- (5) 内閣府より、核燃料物質の処分の方法や関係法令の整備状況について質問があり、原子力規制庁より、現時点で処分については確定してはいないが、まずは集約管理によりリスクを減少することを優先したい旨コメントした。
- (6) 以上を踏まえ、本年6月頃を目処に再度面談を行うこととした。

6. 配付資料

- ・原子力利用に関する基本的考え方（令和5年2月20日 原子力委員会）
- ・原子力委員会の「原子力利用に関する基本的考え方」に関する対処方針について（令和5年2月28日 閣議決定）
- ・管理下でない放射性物質を見つけたら

参考

令和5年3月14日 日本原子力学会ほかとの面談（[000425341.pdf](#)
([nra.go.jp](#))